

関係私立専修学校（専門課程）設置者 様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金（高等教育の修学支援新制度）の  
実績報告に向けた今後の手続について（通知）

標記補助金に係る今後の手続について下記のとおり予定しておりますので、ご確認ください。各手続の詳細については、追ってご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 授業料等減免内訳書（様式A）の補正等について

現在、全ての対象校について交付決定済となっておりますが、その申請内容の詳細については継続して審査を行っており、授業料等減免内訳書（様式A）の内容について、以下のような誤りを確認しております。

- ・生徒毎の年間授業料額とその根拠資料に基づく積算額が不一致
- ・生徒毎の年間授業料額の根拠資料が不足している
- ・「支援区分」欄、「在籍状況把握」欄等の入力誤り 等

本通知発出後、審査担当者より該当校にご連絡いたしますので、補正いただきますようお願いいたします。

○補正期限 原則として、次回の変更交付申請又は実績報告時

ただし、交付決定額に影響する誤りについては、次回申請（報告）前に補正の状況を確認するため、審査担当者の指定する期日までに再提出してください。

### 2 交付額変更見込調査の実施について

次回変更交付申請及び実績報告については、申請が一時に集中することから、手続きを円滑に進めるための参考としたいので、交付額の変更見込みについて照会させていただきます。

○照会事項 現在の交付決定額と、最新の認定状況等に基づく授業料等減免額見込額の差異

- ①増額見込（家計急変、JASSOの採用手続遅れ等による追加）
- ②同額見込
- ③減額見込（退学等による減）

○回答方法 インターネット申請でご回答いただく予定です。

○回答期限 令和3年2月1日（月）予定

※詳細については、後日、メールでご連絡いたします。

### 3 変更交付申請（増額変更のみ）について

2の交付額変更見込調査で①増額見込と回答された学校は、変更交付申請書を提出してください。

なお、実績報告時においては、交付決定額より増額して報告することはできませんので、授業料等減免額が増額となる見込みの学校においては、申請手続に遺漏のないようご注意ください。

○申請期限 令和3年2月15日（月）予定

※詳細については、後日、文書で通知いたします。

### 4 概算払（3回目）の請求について

3回目の概算払については、現在の交付決定額と既支払額の差額の全額を支払う予定です。

なお、確定額が支払済額を下回る場合は、実績報告後に差額を返還いただくことになります。

○請求書提出期限 令和3年2月15日（月）予定

○支払日は、令和3年3月10日（水）を予定しております。

※詳細については、後日、文書で通知いたします。

### 5 実績報告について

本補助金交付要綱第11条において、実績報告期限は翌年度の4月5日と規定しておりますが、報告書提出が一時に集中することから、手続きを円滑に進めるため、以下のとおり2段階に分けて報告書類を提出いただく予定としております。

#### 〔第1段階〕授業料等減免内訳書（様式A）の提出

○日本学生支援機構奨学金業務システムにおいて令和3年3月2日時点で登録されている生徒の認定状況に基づく授業料等減免額について提出してください。

確定額の内容について、先行して確認します（必要に応じて補正連絡します）。

○提出期限 令和3年3月9日（火）予定

#### 〔第2段階〕実績報告書（様式4）の提出

○先に確認した様式Aの内容に基づき、実績報告書を提出してください。

○提出期限 令和3年4月5日（月）予定

※詳細については、後日、文書で通知いたします。

※現行の様式Aは、年度途中で学籍喪失する場合で「当初適用された年間授業料をもとにして減免対象月数・支援区分に応じた額」と「実際の納付額と支援区分をもとに算出した額」を比較して減免額を確定するケースについて対応していません（「様式A入力時の留意点」1-3参照）。このようなケースへ対応するため、実績報告書類の様式を追加する予定です。追加様式についても、あわせてご案内します。

### 6 留意事項

○上記の手続きについて、添付資料「令和2年度スケジュール（令和3年1月12日時点）」にまとめておりますので、併せてご確認ください。

なお、現在、実績報告及び額の確定に係る手続きについて、文部科学省より詳細が示されていないことから、今後、大阪府の手続きについても変更が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。

○様式Aの作成にあたっては、「入力時の留意点」ほか、「入力手順書」「入力例」等を参照し、入力誤り等のないようご注意ください。

○特待・割引制度の整備について

特待制度や、「合格者特典」等と称した各種の割引を行っている学校のなかには、募集要項等において「入学時の納入金総額から免除（割引）」とのみ記載し、具体的にどの種別の納付金が納付免除の扱いとされているのかが不明なケースが見られます。

これは、本制度における交付額の積算根拠である生徒毎に適用される年間授業料が不明確になるだけでなく、学校と生徒間の在学契約の内容が不明瞭という点でも不適切ですので、特待・減免規程等で明確にしておくことが必要です。

なお、令和3年度以降は、特待（割引）額の内訳が不明な場合は、全て授業料が割引されたものとして取扱い、交付額を算出します。現在、規程未整備の学校については、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

## 7 その他事務連絡

○補助金の要綱及び要領、様式、本制度に関する資料等については、下記「大阪府私立専修学校・各種学校事務サイト」から閲覧又はダウンロードしてください。

〈大阪府私立専修学校・各種学校事務サイト〉

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/senkaku-site/koutoukyouikusinseid.html>

○本補助金に関するご連絡・お問合せは、メール又は下記の学校専用窓口までお願いします。

〈高等教育の修学支援新制度受付窓口〉 ※学校専用窓口

電 話 : 06-6210-9415

受付時間 : 平日9:30~15:30